

第2回寝屋川市新型インフルエンザ等対策行動計画審議会

日 時：平成30年12月28日（金）午後2時

場 所：市立保健福祉センター5階 会議室1・2

出 席：長尾委員（委員長） 福島委員（副委員長） 梶田委員
檜本委員 寒川委員

欠 席：岡田委員

傍 聴：なし

事務局

定刻となりました。ただいまより、平成30年度「第2回寝屋川市新型インフルエンザ等対策行動計画審議会」を開催いたします。

健康推進室の阪本でございます。よろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、健康部 溝口部長よりご挨拶申し上げます。

溝口部長

皆様、こんにちは。健康部の溝口でございます。

本日は、年末でご多忙にもかかわらず、第2回 寝屋川市新型インフルエンザ等対策行動計画審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

平素より、皆様方には、寝屋川市政の推進に格別のご支援・ご協力を賜り、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

第1回寝屋川市新型インフルエンザ等対策行動計画審議会において、委員の皆様よりご指摘を頂いた内容を反映した修正を行っております。本日は、その修正案により皆様に審議していただくこととなっておりますのでよろしくお願い申し上げます。

来年4月の中核市移行が目前となり、市といたしましても各部局で準備にあわただしさが増してきているところがございますが、保健所設置市として遺漏なく、新型インフルエンザ等の感染症対策が円滑に行える体制に万全をきしてまいりためにも本計画を精度の高いものとする必要があると考えております。委員の皆様には、何かとお手数をおかけしますが、趣旨をご理解いただきまして、寝屋川市

新型インフルエンザ等対策行動計画改訂に向け、何とぞご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

事務局

それではお手元に配付の次第に従いまして、ご審議をお願いしたいと思います。

長尾委員長様、よろしくお願いいいたします。

長尾委員長

はい。長尾でございます。僭越ながら、議事進行を務めさせていただきます。

今日は皆様方のご協力をよろしくお願いいいたします。

それでは、まずはじめに、本会議の成立について、事務局よりご報告願います。

事務局

はい。本日、岡田委員におかれましては、ご欠席というご連絡をいただいております。委員7名の内6名の出席をいただいております。寝屋川市新型インフルエンザ等対策行動計画審議会規則第5条第2項の規定により、本会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

長尾委員長

ただいまの報告のとおり、この会議は成立しております。

続きまして、傍聴者についての報告をお願いいいたします。

事務局

はい。傍聴についてはございません。

長尾委員長

はい。傍聴は無いようでございます。

それでは、お手元の次第に従い、議事を進めてまいりたいと思います。

案件1 寝屋川市新型インフルエンザ等対策行動計画改訂（案）についてを議題といたします。

まずは、配布資料の確認を事務局お願いします。

事務局

お手元の書類をご確認ください。

一枚ものの次第と、本日配布資料として、

資料1 「寝屋川市新型インフルエンザ等対策行動計画審議会委員名簿」

資料2 「寝屋川市新型インフルエンザ等対策行動計画(案)」

資料3 「新旧対照表」

資料4 「改訂スケジュール」

となっております。以上です。

長尾委員長

みなさま、資料の不足等はありませんでしょうか。

それでは、「寝屋川市新型インフルエンザ等対策行動計画」の改訂(案)につきまして、事務局からの説明をお願いします。

事務局

健康推進室山口でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、寝屋川市新型インフルエンザ等対策行動計画の改訂につきましてご説明を私からさせていただきたいと思っております。

今回提示している案につきましては、第1回目の会議での内容を踏まえまして、再度修正を加えているものでございます。

お手元の資料2「寝屋川市新型インフルエンザ等対策行動計画(案)」につきましては、前回8月31日に開催いたしました委員会に置いて、委員の皆様から頂いたご意見、ご指摘を反映させるとともに、大阪府において確認をいただいた後の内容で修正を加えたものとなっております。

それでは、今回修正を行った具体的な内容につきまして資料2及び資料3にてご説明させていただきます。修正箇所につきましては、資料2において前回と同様に「追加」「変更」「削除」又は「整理」の修正を行っている個所に二重線のアンダーラインを引いております。なお「整理」の箇所につきましては、略語の定義や語句の並び替え及び一連の文章の整合をとるための修正箇所としております。それと、前回会議の終了後に判明した軽微な文言修正等も同時に行っておりますが、その部分については資料3への記載は省略させていただいておりますので、説明につきまして、資料3に沿って、主な修正箇所についてご説明をさせていただきますのでご了承ください。

説明をさせていただく前に、資料3の構成について、前回と同様なんですけれ

ど、もう一度確認をさせていただきます。

資料3の表紙をめくっていただきまして、左端の番号欄は、今回の通し番号です。次の改訂（案）欄は、資料2での記載ページと行を示しています。真ん中の2列が、新旧対照となっております。右から2列目の内容欄には、修正の種別で「追加」「変更」「削除」及び「整理」の4種類が記載されています。最後に備考欄には、当該修正箇所の根拠や考え方の概略を記載しています。

という構成としていますのでよろしくお願いいたします。

これを踏まえまして、資料3「新旧対照表」の1ページの通し番号1のところでございます。資料2の改定案では、2ページの5行目でございます。

これにつきましては、これまでに流行した新型インフルエンザ等感染症をウイルスの型や流行した年などを区別するためにWHOが推奨する呼称にあわせた表現に統一するための変更をしているものでございます。

続きまして2番目、改定案では2ページ12行目に当たります。

これは文章の体裁を整理するため、計画の制定年月を追加で記載しております。

続きまして4番目でございます。改定案では、5ページの4行目でございます。

新型インフルエンザ等対策における基本的な考え方を記載する項目で、計画の内容に必要な方針や対応策について説明をしている部分ですので、市行動計画に限定されるようなものではありませんので、国及び府の行動計画が含まれますことから、「各」という一言を加えている変更でございます。

次に、6番目の、改定案では6ページの8行目となります。

本文では、府内発生早期の発生段階の記述をしている箇所でございますが、記述の内容は「府内発生早期」の記述となり、本文と発生段階に齟齬が生じているとの指摘がございました。府行動計画との整合からその部分の一文を削除するものでございます。

次に7番目の、改定案では6ページ10行目に当たります。

本文の記述は、「新感染症」が国内発生だけを想定するものではないことから、「国内での」を削除するものでございます。また、この直後の文章体裁を整理しております。

次に、10番でございます。改定案では12ページ17行目になります。

新型インフルエンザ等発生地におけるワクチン接種は、住民基本台帳に関わらず、区域内居住者を対象とすることから、その整合を図るために語句の変更を行うものでございます。同様に、住民接種に関する記述は他にもございまして、本文では50ページの(4) 予防・まん延防止 のところの②住民に対する予防接種の項目においても「市民」を「住民」とする合計4か所の変更を行っております。

続きまして、新旧対照表2ページの14番でございます。改定案では15ページの19行目に当たります。

本文における記述につきましては、大阪府と市長村との関連性に基づく役割分担に関する内容でございまして、改定前においては一般市と保健所設置市との棲み分けを行っていたものですが、本市が保健所設置市へ移行することにより、本計画において、特筆する必要がなくなることから、「本市」と変更を行うものでございます。

同じく、15番と16番です。こちら改定案では15ページの28行目と16ページの8行目に当たりますが、これについても同様の変更を行っております。

続きまして17番でございます。改定案では18ページとなります。

保健所の役割の概要のところ、事前の整備欄3つ目の見出し部分につきまして、病病連携の想定例とする見出しを文中に追加するものでございます。その他、文章の整合を図るための文章整理を行っております。

続きまして、19番でございます。改定案では23ページの1行目となります。

これは、市災害対策本部の構成員について記載されることですが、市災害対策本部条例の規定によって、構成員は市の理事者及び部長等になるとされております。現時点では保健所長は市災害対策本部の構成員となっていないことから、新型インフルエンザ等の発生時における感染症対策の指揮を行う対策本部の本部長である市長に対する意見具申など保健所長が直接的に災害対策本部に関与できるとする一項目を加えているものでございます。保健所長の権限によって、感染症対策における市災害対策本部の活動を補完し、保健所の機能を十分に発揮させることで、市の災害対応を有効に作用させるための連携についての項目を追加しているものでございます。

続きまして3ページの20番でございます。改定案では23ページの表となりま

す。

こちらは市災害対策本部の組織及び構成を図式化しているものでございまして、寝屋川市災害対策本部条例の中で規定される正式な名称に変更をしているものでございます。

続きまして 22 番でございます。改定案では 33 ページの 14 行目になります。

ここでの記載は、ウイルスに特化するものではなく、その他の病原体等への対応も含まれる一般論としていることから、その整合を図るため適切な記述に修正しているものでございます。

続きまして 25 番でございます。改定案では 39 ページになります。

市内未発生期の項目、見出し部分の発生段階の記述につきまして、府の発生段階に合わせた修正をするものでございます。府内発生期から府内感染期という変更をおこなっています。

続きまして 26 番でございます。こちら改定案では 40 ページの 9 行目、市対策本部の設置基準を定める記述をするものですが、その要件として府内発生早期を基準というかたちをしておりましたけれども、正しくは、府対策本部の設置を基準とするものであることから、その修正を行うものでございます。

続きまして 27 番でございます。改定案では 44 ページの 24 行目に当たります。

こちらは 2017 年、大阪府公衆衛生研究所と環境科学研究所の衛生部門が統合されまして、組織が再編されたことに伴う当該組織名の変更を行うものでございまして、同じく 28 番、改定案では 52 ページの 9 行目にあたりますが、こちらにつきましても同様に、組織の統合再編に伴い組織名の変更を行っているものでございます。

最後ですけれども、新旧対照表の 4 ページ 29 番でございます。こちら改定案では 66 ページになります。

発生段階別対応一覧表ですけれども、この 66 ページ以降につきましては、本文の内容を一覧表に取りまとめているものですので、それぞれ本文との整合をとるための変更を行っております。内容の修正については本文で行っているものを連動させているものですので、これ以降は参考資料として計画の中で追記するもので、発生段階別対応一覧表及び用語解説についての説明につきましては省略さ

せていただきたいと思います。

以上、誠に簡単な説明でしたけれども、修正点についての説明とさせていただきます。

長尾委員長

説明ありがとうございました。

何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

修正箇所はたくさんありましたけれど、何かお気づきの点がありましたら、よろしく願いいたします。

特段、修正に関して苦慮するようなところは、事務局の方は無かったのでしょうか。

事務局

前回、第1回目の会議の中で、宮園委員の方から、保健所が災害対策本部に対してどのような関連性を持って行ったらいいのかというところで、前回会議の中で私の方から、災害対策本部は条例に基づく組織ということで、もしも保健所長が災害対策本部の本部員という位置づけをするならば、条例改正が伴ってくるというところで、一旦この時点では文章で表現させていただくという案に今回させていただいております。ただ、大きな変更点であることは間違いございませんので、今後そこをどうしていくかという議論を詰めていかないといけないなという風に思っております。

そういうところが今回の改訂で苦慮というか、考慮したところでございます。

長尾会長

皆さんのお手元の本文の23ページですね。災害対策本部の構成が載っていますけれども、宮園委員、何かご意見ありますでしょうか。

宮園委員

概ね、そのあたりご配慮いただいたかと思います。

全般的に拝見しまして、特に18ページとかご覧いただければわかるかと思いますが、保健所の役割というのがすごく大きくなっております。非常に（新型インフルエンザが）発生したときには、おそらく保健所の役割がこれだけありま

すので、色々なところにご協力いただかないと動かないと思います。なので、災害対策本部は市役所の組織の対策本部という位置づけというのは非常に必要なんですけれど、その上に保健所の関与というのが書かれておりますけれど、健康危機管理対策会議という言葉が出てまいりますけれど、今現時点保健所がこの名前で設置して、関係各機関入っていただいている会議ということになりますけれど、ここがおそらくキーになってくるのではないかなと思っています。専門家会議的な役割だったり、いろんな連携のための会議だったりというようなかたちで、この対策会議が市に変わったときに名前が変わったり、組織が一部変更になったりするやに聞いているんですけれど、基本的にはこの会議が中心になって動いていくんじゃないかなというイメージは持っておるんですけど結局はやってみないとわからないところもありまして、実際に今後発生しないことを祈りますけれど、何年かに1回は必ずあるといわれておりますので、そういった場合にはこれをベースに各関係機関のご協力を得ながら対応していくといったかたちにならざるを得ないのかなという風に思っております。以上です。

長尾委員長

はい、ありがとうございます。

この18ページの保健所の役割の概要というところで、「健康危機管理対策会議」をまず保健所がつくるということですね。

他に何かご意見ございませんでしょうか。

このような行動計画は、他の中核市もなされているとは思いますが、差というのはあるのでしょうか。

事務局

おっしゃるとおりでございます。例えば、すでに中核市を表明されている枚方市、八尾市の計画を見させていただいたなかでは、名称こそは異なりますけれど、同じような体制でございます。ただ枚方市の方はこの寝屋川市の災害対策本部と違うんですけれど、そこに保健所長が編成されている直接的に保健所長が本部員としておられるというところが少し違うところかなと思います。

長尾委員長

他に何かご意見ありませんでしょうか。

事務局から何かありますか。

事務局

本日お伺いしたご意見、ご指摘を踏まえまして、加筆、訂正をさせていただきます。

その際には、委員の皆様にご相談等をさせていただくこともあろうかと思いますが、その際はよろしくお願いたします。

訂正、修正をいたしました案を正副委員長にご提示させて頂き、ご承認を賜ったのち、正案として、決裁を受けてまいります。

長尾委員長

はい。続きまして、案件第2「その他」を議題とします。事務局から何かありますか。

事務局

改訂版の計画策定スケジュールと手続につきまして、お手元の資料4「新型インフルエンザ等対策行動計画改訂スケジュール」にて説明させていただきます。

本日の審議会への案の提示に先立ちまして、12月18日、第2回庁内連絡調整会議を経たのち、本日、第2回寝屋川市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）として、ご審議を頂いたものでございます。本日、委員の皆様からご意見を頂きました内容について、加筆・修正を行ったのち、2月上旬には、正副委員長に修正内容をご確認、ご承認いただきたいと思いますと考えておりますが、本審議会は、本日をもって終了となることから、修正の内容につきましては、正副委員長にご一任ということで進めさせて頂きたいと思っております。以上でございます。

長尾委員長

はい、ありがとうございます。

今ご説明にありましたように、私と福島委員が正副委員長ですので、一任ということで進めさせて頂いてよろしいでしょうか。

（意義なしの声）

事務局

ありがとうございます。

最終改定案を正副委員長にご確認を頂いたのち、正案として、決裁を行い、市議会及び大阪府へ報告いたします。

長尾委員長

ありがとうございます。

少し時間は早く進んではおりますけれど、全体的なご意見・ご質問があればありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

このように、いつ発生するかわからない新型インフルエンザですが、しっかりした対応をしなければならないと思っております。今日はありがとうございました。

本日の予定していた案件はすべて終了しました。

事務局

以上を持ちまして、第2回新型インフルエンザ等対策行動計画審議会を終了いたします。

本日は、多忙な中出席していただき、ありがとうございました。